（その１）

受付 1.6.03 収支公開室 第　号

収　支　報　告　書（平成30年分）

収 1.5.27 第1係 選挙管理委員会

（令和　元 年　　月　　日開催分）

（ふりがな）　またいちせいじこうえんかい

１ 政治団体の名称　又市征治後援会

２ 主たる事務所の所在地　富山市下新町８番１６号

３ 代表者の氏名　湊谷　道夫

４ 会計責任者の氏名　川田　峰雄

事務担当者の氏名

湊谷　茂

（電話）　０７６－４４１－０８００

（電話）

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	
☐ 政治資金団体	☑ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☑ ２以上の都道府県の区域等	☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
☐ 有
☑ 無
公職の種類
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名　又市　征治
公職の種類　参議院議員　比例区（現）

資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

1670

104950

（その２）

収　支　の　状　況

1　収支の総括表

収　　入　　総　　額	7,608,993 円
（前年からの繰越額）	331,992
（本年の収入額）	7,277,001
支　　出　　総　　額	7,096,071
翌 年 へ の 繰 越 額	512,922

2　収入項目別金額の内訳

（１）個人の負担する党費又は会費	
金　　額	427,000 円
員　　数	390 人

（２）寄附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　　額	備　考
（ア）個人からの寄附	39,000 円	
（うち特定寄附）	（ 0 ）	
（イ）法人その他の団体からの寄附	~~6,580,000~~ 6,580,000	
（ウ）政治団体からの寄附		
小計　（ア）＋（イ）＋（ウ）	6,619,000	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	（ 0 ）	
イ　政党匿名寄附	0	
合計（ア＋イ）	6,619,000	

（その３）

（３）機関紙誌の発行その他の事業による収入		
事業の種類	金　　額	備　　考
	円	
後援会役員役員活動事業	42,000	2018.06.13　富山市下新町8-16　ひまわり
後援会役員役員活動事業	115,000	2018.11.25　富山市吉作4103-1　呉羽ハイツ
後援会役員役員活動事業	34,000	2018.12.07　富山市下新町8-16　ひまわり
後援会役員役員活動事業	40,000	2018.12.11　富山市下新町8-16　ひまわり
この頁の小計	231,000	
合計	231,000	

（その６）

（６）その他の収入		
摘　　要	金　　額	備　　考
	円	
この頁の小計	0	
１件１０万円未満のもの	1	
合　　計	1	

（その７）

（７）寄附の内訳		寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
	円				
この頁の小計	0				
その他の寄附	39,000				
合　　計	39,000				

（その７）

（７）寄附の内訳		寄附者の区分		政治団体	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
	円				
又市征治政治経済研究所	850,000	2018.02.07	富山県富山市下新町8-16	又市　征治	
又市征治政治経済研究所	2,200,000	2018.02.19	富山県富山市下新町8-16	又市　征治	
又市征治政治経済研究所	100,000	2018.03.13	富山県富山市下新町8-16	又市　征治	
又市征治政治経済研究所	30,000	2018.07.25	富山県富山市下新町8-16	又市　征治	
又市征治政治経済研究所	3,200,000	2018.09.12	富山県富山市下新町8-16	又市　征治	
又市征治政治経済研究所	200,000	2018.12.21	富山県富山市下新町8-16	又市　征治	

この頁の小計	6,580,000
その他の寄附	0
合計	6,580,000

（その１３）

３　支出項目別金額の内訳

（１）支出の総括表

項　　目	金　　額	備　　考
１　経　常　経　費	円	
(1)人　　件　　費	0	
(2)光　熱　水　費	0	
(3)備品・消耗品費	0	
(4)事　務　所　費	262,780	
小　　計	262,780	
２　政治活動費		
(1)組織活動費	623,386	
(2)選挙関係費	0	
(3)機関紙誌の発行その他の事業費	6,087,609	
ア機関紙誌の発行事業費	6,087,609	
イ宣伝事業費	0	
ウ政治資金パーティー開催事業費	0	
エその他の事業費	0	
(4)調査研究費	0	
(5)寄附・交付金	122,296	
(6)その他の経費	0	
小　　計	6,833,291	
合　　計	7,096,071	

（その１４）

（２）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	事務所費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	円				
政治資金監査費用	54,000	2018.05.23	山田　博	富山市西田地方町2-6-10	
料金後納郵便料	35,640	2018.12.13	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
事務委託費	120,000	2018.12.25	又市征治富山事務所	富山市下新町8-16	
この頁の小計	209,640				
その他の支出	53,140				
合計	262,780				

（その１５）

（３）政治活動費の内訳		項目別区分		(1)組織活動費（総会費）	
支出の目的	金　　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
定期総会布張ハンガー代	円 32,400	2018.02.20	㈱ハタナカアート	富山市芝園町1-7-10	
定期総会会場費	56,700	2018.02.20	ボルファートとやま	富山市奥田新町8-1	
この頁の小計	89,100				
その他の支出	648				
合　　計	89,748				

（その１５）

（３）政治活動費の内訳		項目別区分			(1)組織活動費（行事費）
支出の目的	金　　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
	円				
後援会役員活動事業	69,040	2018.06.18	喫茶と食事 ひまわり	富山市下新町8-16	
時局講演会看板代	10,800	2018.07.10	(株)宣広	高岡市下黒田894-1	
時局講演会ハンガー代	32,400	2018.07.26	㈱ハタナカアート	富山市芝園町1-7-10	
又市征治と語る会事業	136,620	2018.12.21	一般社団法人富山勤労総合福祉センター	富山市吉作4103-1	
後援会役員活動事業	88,560	2018.12.21	喫茶と食事 ひまわり	富山市下新町8-16	
後援会役員活動事業	75,520	2018.12.21	喫茶と食事 ひまわり	富山市下新町8-16	
この頁の小計	412,940				
その他の支出	1,512				
合　　計	414,452				

（その１５）

（３）政治活動費の内訳		項目別区分		(1)組織活動費（組織対策費）	
支出の目的	金　　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
	円				
役員会弁当代	30,800	2018.04.19	喫茶と食事 ひまわり	富山市下新町8-16	
役員会弁当代	36,300	2018.10.10	喫茶と食事 ひまわり	富山市下新町8-16	
役員会会場費	12,900	2018.12.21	一般社団法人富山勤労総合福祉センター	富山市吉作4103-1	
この頁の小計	80,000				
その他の支出	39,186				
合　　計	119,186				

（その１５）

（３）政治活動費の内訳		項目別区分		機関紙誌の発行事業（印刷費）	
支出の目的	金　　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
会報18年新年号印刷代	円 883,440	2018.02.20	㈲新興プリント	富山市弥生町1-3-15	
会報18年夏号印刷代	879,120	2018.09.12	㈲新興プリント	富山市弥生町1-3-15	
この頁の小計	1,762,560				
その他の支出	1,728				
合　　計	1,764,288				

（その１５）

（３）政治活動費の内訳		項目別区分		機関紙誌の発行事業（荷造発送費）	
支出の目的	金　　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
会報18年新年号郵送料	円 1,020,021	2018.02.08	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
会報18年新年号梱包･帯封作業代	1,155,356	2018.02.20	デジプラシステム㈱	富山市大泉中町3-1	
会報18年夏年号梱包･帯封作業代	1,144,886	2018.09.12	デジプラシステム㈱	富山市大泉中町3-1	
会報18年夏号郵送料	1,001,330	2018.09.13	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
この頁の小計	4,321,593				
その他の支出	1,728				
合　　計	4,323,321				

（その１５）

（３）政治活動費の内訳		項目別区分		寄附・交付金（寄附金）	
支出の目的	金　　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
寄付	円 37,000	2018.03.14	社会民主党富山県第３区支部連合	高岡市本丸町13-17	
寄付	17,000	2018.03.14	社会民主党富山県第２区支部連合	魚津市上村木1-13-22	
寄付	37,000	2018.09.12	社会民主党富山県第３区支部連合	高岡市本丸町13-17	
寄付	30,000	2018.09.12	社会民主党富山県第２区支部連合	魚津市上村木1-13-22	
この頁の小計	121,000				
その他の支出	1,296				
合　　計	122,296				

（その１７）

資産等の状況

１　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価格が１００万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が１００万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が１００万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価格が１００万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が１００万円を超える借入金	□	☑	

（その２０）

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

１　領収書等の写し

２　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

３　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和元年　５月 27 日

政治団体の名称　　又市征治後援会

会計責任者の氏名　　川田峰雄　印

※代表者の氏名　　印

（備考）「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

※政治団体が解散した場合には、解散年に係る本様式の「※代表者の氏名」欄にも記名押印又は本人が署名をすること。

政治資金監査報告書

令和元年５月２４日

又市征治後援会

代表　湊谷道夫　殿

登録政治資金監査人

山　田　　博

登録番号　第７２４号

研修修了年月日　平成２１年１月１６日

１　監査の概要

（１）　私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、又市征治後援会の平成３０年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行なった。

（２）　この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行なった結果を報告することにある。

（４）　この政治資金監査は、又市征治後援会の主たる事業所において行なった。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）　法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（2）　法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）　法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）　法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

又市征治後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、又市征治後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上